

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

檜 葉 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 檜葉町

(1) 現況

当町は、浜通りの中央よりやや南寄りに位置し、東側は太平洋に面する。町域の約2割にあたる町域東部の海寄りの地域は平地で、中央部・西部は阿武隈高地の山地となっている。中央部に郭公山があり、山の南側（町中央部）には木戸川が、北側では井出川がそれぞれ西から東へ流れている。

地域の営農状況としては、町内全域、水田の圃場整備率が9割となっている特徴を生かし、震災前は、水稻栽培を中心に、高収益性の作目と複合的に経営しながら、地域として産地化を図る取組を行ってきた。

しかしながら、震災の影響により、農業者全体の高齢化が進み、後継者・担い手不足や離農の状況が、震災以前にもまして顕著であるため、今後は、水田農業の再生、特に山間部の耕作放棄地対策等の取組が急務となっている。

以上のことから、農業生産展開の基礎となる優良農用地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

(2) 目標

(1)を踏まえ、当町では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び檜葉町復興計画第2次第2版に基づき、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	檜葉町全域 (農用地区域)	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業については以下のとおりとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

檜葉町（特定農山村法及び山村振興法により町内全域指定）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 町長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
 - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）
 - (b) 勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地
 - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地